

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第73号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器) 第66条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 電気冷凍庫（省エネ法施行令第21条第11号に規定する電気冷凍庫をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(省エネルギー性能の表示等) 第67条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 電気冷凍庫</u></p> <p>ア 表示の作成年度</p> <p>イ <u>多段階評価（告示8—1イに掲げる多段階評価をいう。）</u></p> <p>ウ <u>省エネルギーラベル（告示8—1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。）</u></p> <p>エ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>オ 機種名</p> <p>カ <u>1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示8—1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(特定電気機器) 第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(省エネルギー性能の表示等) 第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。